

ローソン Ponta カード Visa/JMB ローソン Ponta カード Visa 会員用 ETC カード会員規  
約一部改定のお知らせ

2026 年 8 月 31 日をもって下記の規約を改定いたしますのでご案内いたします。

■ローソン Ponta カード Visa/JMB ローソン Ponta カード Visa 会員用 ETC カード会員  
規約 新旧対照表

改定前	改定後
(新規に規定)	<p><b>第 11 条 (ETC カードサービス手数料)</b></p> <p>(1) 会員は、当社に対し、当社の定める ETC カードサービス手数料（消費税を含みます。以下同じ。）を、指定カードの会員登録月（以下「会員登録月」という。）の 1 年後の会員登録月の翌月 10 日を締切日（以下締切日という。）として、締切日の翌月 4 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に第 5 条 (1) に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>①会員登録月の 1 日から翌年会員登録月の前月末日までの期間（以下「判定期間」という。）において第 5 条 (1) に基づく請求（以下「ETC 請求」という。）がある場合。</p> <p>②当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、第 6 条 (1) (2) に基づき ETC カードが解約済みの場合。</p> <p>③当社が判定期間における ETC 請求の有無を確認した時点で、紛失・盗難等により ETC カードが有効な利用状態にない場合（但し、第 7 条 (1) に基づく届け出をしていた場合に限りま す。）</p> <p>④判定期間末日時点で ETC カードの保有期間が 1 年未満の場合。</p> <p>⑤当社所定の会員管理単位に紐づく ETC カード</p>

	<p>のいずれかに ETC 請求がある場合。</p> <p>⑥その他当社が別途定める場合。</p> <p>(2) 会員が当社に支払った ETC カードサービス手数料については、理由の如何を問わず返還しません。</p>
<p>第 11 条 (カード会社の免責)</p> <p>(略)</p>	<p>第 <u>12</u> 条 (カード会社の免責)</p> <p>(略)</p>
<p>第 12 条 (指定カードの規約)</p> <p>(略)</p>	<p>第 <u>13</u> 条 (指定カードの規約)</p> <p>(略)</p>
<p>第 13 条 (本規約の変更等の準用)</p> <p>(略)</p>	<p>第 <u>14</u> 条 (本規約の変更等の準用)</p> <p>(略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】